

( 1 ) 中央社会保険医療協議会における心理療法等に係る議論の経緯について

( 回答 )

別紙 ( 厚生労働省資料「平成 24 年度診療報酬改定の概要」より抜粋 ) を参照されたい。

【以下は参考】

中央社会保険医療協議会において、平成 24 年度診療報酬改定に向けた議論の中で、平成 23 年 11 月 2 日に精神医療に関する議論を行った。当日の資料については以下の資料参照のこと。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001trya-att/2r9852000001ts1s.pdf>

また当日の議事録は以下の URL を参照されたい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001x9ze.html>

( 2 ) 高額療養費制度の適用がなされるための詳細な要件等について

( 回答 )

別紙を参照されたい。

( 3 ) 認知行動療法として認められている技法 ( 療法 ) はどのような技法 ( 療法 ) か。  
ある程度科学的な検証の進んでいる技法 ( 療法 ) のみ認知行動療法として認められているのか ( 太田構成員 )

( 回答 )

認知行動療法とはものの見方や受け止め方、考え方を「認知」といい、この「認知」に働きかけをして気持ちを楽しにするという精神療法(心理療法)を認知行動療法という。

例えば、ストレスを感じると悲観的に物事を考えてしまい、なかなか問題を解決できない場合に、認知行動療法では、そうした悲観的な考え方を修正して、上手く問題に対応できるようになることを目的とする。

欧米では認知行動療法はうつ病や不安障害(パニック障害、社交不安障害、心的外傷後ストレス障害、強迫性障害など)などの多くの精神疾患に効果があることが実証されている。

なお、診療報酬上、認知行動療法とは、入院中の患者以外のうつ病等の気分障害の患者に対して、認知の偏りを修正し、問題解決を手助けすることによって治療することを目的とした精神療法をいう。

また、認知療法・認知行動療法の実施に当たっては、厚生労働科学研究班作成の「うつ病の認知療法・認知行動療法マニュアル」(平成21年度厚生労働省こころの健康科学研究事業「精神療法の実施方法と有効性に関する研究」)に従って行った場合に限り、算定できる。

厚生労働科学研究班作成の「うつ病の認知療法・認知行動療法マニュアル」(平成21年度厚生労働省こころの健康科学研究事業「精神療法の実施方法と有効性に関する研究」)は以下のURL。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/kokoro/dl/01.pdf>

( 4 )臨床心理士の国家資格化を前提として臨床心理士によるカウンセリングを診療報酬の算定要件とするなど、診療報酬で評価することについて

( 回答 )

診療報酬の算定要件については、医療の提供者、保険者、患者の代表などが参加をする中央社会保険医療協議会において疾病に対する治療としての有効性・安全性等について議論され決定されたものである。臨床心理士が国家資格化した場合に臨床心理士が診療報酬の算定要件になるかどうかについても、必要に応じて、中央社会保険医療協議会において議論することとなる。